

NPO法人 はぐっと 「コアラの会」 一時託児要領

【目的】

この要領は依頼のあった事業において、保育協力者による一時託児を実施することにより、保護者の社会参加を支援し、子供の健やかな成長を願うものである。

【一時託児の定義】

この要領における一時託児とは、保護者と子どもが離れた状態で保育を行う「一時預り方式」と、保護者の目の届く範囲で保育を行う「見守り方式」とする。

【一時託児の実施基準】

(1) 対象となる子ども

- ア 対象事業の参加者の養育する子どもで原則2歳以上6歳未満の未就学児とする。
ただし2歳未満の子どもの託児希望があった時は保育協力者と相談の上受け入れるものとする。
- イ 発熱、感染症疾患等があると主催者が認めた場合は除くものとする。
- ウ 原則として事前申し込み制とする。

(2) 一時託児の時間

主催者側の希望により相談の上決定する。

- (3) 原則として対象事業の会場と同一敷地内にある会館室、和室等を使用する。ただし見守り方式の場合は必要に応じた場所での保育を実施する。

(4) 保育協力者の基準配置

- 2歳以上の子ども3人に対して保育協力者は1人。0歳から2歳未満の幼児については子ども1人に対して保育協力者1人。
- ただし幼児が1人の場合でも保育協力者は2人とする。

【保険】

保育協力者の一時託児活動に関する事故については、保育協力者自身が加入する活動保険で対応する。また依頼者と打ち合わせの際に子どもの保険の有無を確認する。

【その他】

本一時託児要領に記載のない事項は、必要に応じて定例会等で検討・審議する。

付則 この要領は平成24年10月1日から施行する